

スーパー定期 [単利型]

令和6年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ わんパック 定期預金 (M型) [単利型] (預入金額300万円未満…スーパー定期) (預入金額300万円以上…スーパー定期300)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託 (ノーロード商品を除く) をお申込みいただいた個人のお客様・法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式……………3ヵ月 ・ 自動継続 (元利金継続) のお取扱いとなります。 ・ 新規取扱期間 令和6年4月1日 (月) から令和7年3月31日 (月) まで
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額・時期 (3) 預入限度 (4) 預入単位 (5) 預入形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 (新規預入に限定する。原則書替不可とする。) ・ 30万円以上 (投資信託購入金額の範囲内) ・ 預入時期は投資信託の申込日から翌月末までとし、同一名義人のものに限ります。(投信インターネットサービスでの投資信託購入は対象外となります。) ・ 積立投資信託の場合は、毎月の積立額 (複数商品可) の60倍の金額まで本定期預金をお作りいただけます (既に購入している積立投資信託の積立額は含みません。) ・ 投資信託購入金額の範囲内 ・ 投資信託購入金額および毎月積立金額の60倍が1,000万円以上の場合は、1口座あたりの預入金額は1,000万円までとします。 ・ 1円単位 ・ 証書式・自動継続のみ
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率+年2.0% (税引後: 個人+年1.5937% 法人+年1.6937%) を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・ 法人の利息は分離課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のものマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。

11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>